

# 職場のハラスメント対策

## ～カスハラ対策等改正法対応も 踏まえた実務のポイント～

労働関係法の改正に伴い、今年の10月からカスタマーハラスメント対策や求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

本セミナーでは、10月から施行されるハラスメント対策の改正内容をはじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメントといった各種ハラスメントの対策として事業主が講じるべき実務上のポイントについて、事例を交えながら分かりやすく解説します。

### 内 容

【講師】

中町誠法律事務所  
弁護士 中井 智子 氏

1996年慶応義塾大学法学部卒。1999年弁護士登録(東京弁護士会)。  
2002年中町誠法律事務所入所、労働事件(使用者側)を専門とする。  
厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」(2022年2月作成、2026年度改訂予定)、農林水産省の「飲食店におけるカスタマーハラスメント対策ガイドライン」(2026年2月策定)の各検討委員会の委員(改訂版の委員含む)を歴任。  
主な著書に「職場のハラスメント 適正な対応と実務(第3版)」(労務行政)、『ダイバーシティ人事と法実務』(共著書)(有斐閣)ほか多数

【内容】

- ・ハラスメントがもたらす企業のリスク
- ・セクハラ・パワハラ・マタハラの内容やその態様
- ・10月施行の法改正について  
(求職者等セクハラ対策・カスハラ対策)
- ・各ハラスメントに対する適切な対応のために  
(実務のポイント)

※ 内容は調整の結果、一部変更となる場合がございます

### 日程・会場

2026年 9月9日(水)  
14:00～16:00

開催形式：オンライン配信

※ オンラインミーティングサービス「Zoom」を利用します  
※ 会場開催、アーカイブの後日配信は実施いたしません

### 募集概要

参加費 無料 定員 100名(要申込・先着順) 申込期限 9月7日(月)

対象 県内中小企業等の事業主、人事・労務担当者向け

参加申込・イベント詳細は、以下の相模原商工会議所ホームページをご覧ください。

<https://www.sagamihara-cci.or.jp/archives/72176>



#### 1 お申込

相模原商工会議所  
ホームページから  
お申込ください

#### 2 受付確認

自動配信により、  
受付確認メッセージが  
送信されます

#### 3 受講URLの送付

9月7日頃にご登録  
いただいたメールアドレスへ  
送付します

#### 4 受講

受講URLより  
ご参加ください  
※約30分前からアクセス可

#### <セミナーに関するご留意事項>

本セミナーはインターネットで開催されるオンラインセミナーです。「Zoom」のアプリを使用します。受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者の責任と費用で用意、操作するものといたします。以下の項目に基づく損害について、主催者は一切責任を負いません。

(1) 受講者が利用する機器もしくはソフトウェア等のスペック・設定の不備または故障等により、本セミナーを受講できない、快適に受講できない場合。

(2) 受講者が利用するネットワークの品質、状況等により本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。

※上記に関する相談、問い合わせ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめご承知をお願いします。

本セミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショット等は一切禁止とします。セミナーの内容、データにて配布される資料等に係るすべての著作権は講師または主催者に帰属します。